

【資料1】



自動車運転代行業を営むみなさん 守っていますか？

無保険状態で営業していませんか？

(法律第12条 国交省令第3条 告示第2条)

- 【代行保険】対人:8,000万円以上、対物・車両:200万円以上
- 【随伴車両の保険】対人:8,000万円以上、対物:200万円以上
- 保険料の未納等により失効している間も営業してはいけません。
→ **違反すると…30万円以下の罰金、点数2点**

白タク類似行為 をしていませんか？

(道路運送法第4条第1項違反)

- 随伴車両にお客さんを乗せてはいけません。
※事故時に補償されない場合あり
- 飲食店等から駐車場まで
お客さんを乗せるのも禁止されています。
→ **違反すると…3年以下の懲役 または 300万円以下の罰金**

名義貸しをしていませんか？

(法律第10条・第32条)

- 自己の名義をもって、他人に運転代行業を営ませてはいけません。
→ **違反すると…30万円以下の罰金**

マグネットシートの看板 を使用していませんか？

(法律第17条・第33条 国交省令第7条 告示第3条)

- 随伴車両の両側面のドア部分に、
「業者名」「認定公安委員会の名称、認定番号」
「代行」「随伴用自動車」の項目を表示してください。
- 1文字あたり縦横**5cm以上**の大きさで、
ペンキ等による（固定化された）表示が必要です。
- 車両上の表示灯には、「代行」の文字を見やすく表示してください。
→ **違反すると…20万円以下の罰金、点数2点**

お客様の車には「代行運転自動車」の標識を
表示しましょう (法律第16条・第33条 公安第11条・第12条)





自動車運転代行業を営むみなさん

知っていますか？

営業所には「認定証」「料金」「約款」を掲示して、帳簿を備える
必要があります（法律第6条・第11条・第13条・第20条・第33条 国交省令第9条 公安第13条）

- 備え付ける帳簿・書類は、「従業員の誓約書」「従業員名簿」「乗務記録簿」「苦情処理簿」「運転手に対する指導帳簿」です。

お客さんには事前に 役務の提供条件 を説明する
必要があります（法律第13条・15条・第33条 国交省令第6条）

- お客さんに見せる書面「役務提供条件説明書」を用意しましょう。
- 説明の内容は「代行業者の名称」「運転手等の氏名」「料金」「約款（料金の収受・払い戻しについて、運転代行サービスを提供すること、サービスがいつからいつまでか、免責に関すること）」「タクシー類似行為ができないこと」です。

「車両入替」「増車・減車」「住所変更」の際には 届出 する
必要があります（法律第8条 公安第7条）

- 随伴車両の入替、車両の台数、営業所等の所在地に変更があった場合には、公安委員会（所轄の警察署）に届出が必要です。

「休業」の際は 届出 する必要があります

（法律第8条 公安第7条 令和2年4月8日付警察庁丁交企発第82号）

- 正当な理由なく、**保険を解約して休業することは禁止**されています。
- 令和2年4月より、**コロナウイルス感染症**を理由に、**保険を一時的に解除して休業することが認められています**が、**休業する場合は、公安委員会（所轄の警察署）に届出が必要**です。

「廃業」した場合は **認定証の返納** する必要があります

（法律第9条）

- **運転代行業を廃止した場合は**、公安委員会（所轄の警察署）に、**遅延なく認定証を返納**してください。

「法律」自動車運転代行用の業務の適正化に関する法律

「公安」国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則

「国交省令」国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則

「告示」自動車運転代行業者が締結すべき損害賠償責任保険契約灯の保障限度額及び随伴用自動車の表示事項灯の穂湯時方法灯を定める告示